

渡り鳥条約

渡り鳥条約は結ばれたが…

渡り鳥条約——正しくは「渡り鳥および絶滅のおそれある鳥類の保護についての条約」——は、日本とアメリカ、ソ連、オーストラリアの間で結ばれています。

この3国は、日本に
来る渡り鳥の大部分の種類
の、いわば「渡りの終了点」に
あたり、ソ連とアメリカ（他にカナダ、
中国など）は日本で冬を過ごすトリの繁殖
地、オーストラリアは日本などで繁殖したトリの
越冬地であるところからこの条約が結ばれました。
日米189種、日ソ287種、日豪66種のトリの捕獲
と卵の採取禁止をとり決め（中国とは約200種
の保護について、現在、政府要人との間で原則的
に賛成を得ています。）日本にもトリたちの渡来地
の環境保全の義務が、国際的に生じたことになり
ました。しかし、残念なことに現段階では、条約
は結んだものの積極的におすすめるところまで
いってはいません。また、「トリ
は国民の共有財産であり、原則的にも
保護すべきである」という道
義的な規定さえ、明
確になっていな
いのが現状
です。

日本に寄せられる期待は…

さらに、日本は今後、日本の夏鳥の大部分の
越冬地と思われる東南アジア地域の国々
とも、この種の条約を結んでいかなけれ
ばなりません。その背景として、
鳥類の生息環境の破壊が世界的にすみ、何とし
てもこれを守らなければならないという理解が
先進国の間に深まったこと。そして同時に、日本
に対する期待がきわめて大きくなったことがあげ
られます。アジアにおける日本の適切な処置が、
アジアの各国に大きな教育的効果をもたらすとい
う期待がこめられているのです。

——日本で冬を過ごす渡り鳥たちが、ことしも
姿を見せはじめました。世界各国の注目のなかで
日本は野鳥保護のいろいろな問題の解決に、努力
していかなければなりません。



ヒトの鳥の共生のための保護区

財団法人 日本鳥類保護連盟
サントリー株式会社

●この広告は、財団法人日本鳥類保護連盟の指導を得て、
サントリー株式会社から制作されています。



愛鳥の心が育てるよい環境